令和８年度福岡県ふぐ処理師試験案内

１　試験月日・試験会場

試験月日：令和９年１月２６日（火）
試験会場：中村調理製菓専門学校（福岡市中央区平尾２丁目１番２１号）

※ 駐車場がないので、自家用車での来場はできません。

２　受験資格

学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第５７条に規定する者[注]

注）高等学校に入学することができる者

３　受験手続

受付期間	令和８年１１月２４日（火）から令和８年１２月１１日（金）まで ※ 福岡県内に住所地、就業地のいずれも有しない者（以下「県外者」という。）に限り、郵送による提出を認める[注4]（書留郵便とし、「ふぐ処理師試験受験願書在中」と朱書きすること。）。この場合、１２月１１日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。
受付時間	午前９時から午後５時まで
提出場所	住所地又は就業地を管轄する保健福祉環境事務所又は保健福祉事務所保健衛生課、若しくは保健所（ただし、北九州市のうち小倉北区については北九州市保健所東部生活衛生課、八幡西区については同保健所西部生活衛生課、小倉北区及び八幡西区以外の区については各区役所保健福祉課、福岡市については保健医療局保健所地域衛生部各衛生課、久留米市については同市保健所衛生対策課。 以下「保健所等」という。） 県外者は、福岡県保健医療介護部生活衛生課（以下「県庁生活衛生課」という。）
提出書類[注1]	①**ふぐ処理師免許申請書** １部 ②**写真**（申請前６ヶ月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦４．５ｃｍ、横３．５ｃｍのもので裏面に氏名を記載したもの） １枚 ③**住民票の写し**[注2]（申請前６ヶ月以内、**本籍地の都道府県名**又は住民基本台帳法第３０条の４５に規定する国籍等が記載されたもの。出入国管理及び難民認定法第１９条の３各号のいずれかに該当する者は、旅券その他の身分を証する書類の写し） １部 ④**中学校卒業以上の卒業証書の写し又は卒業証明書**[注3、注4] １部 （学校教育法第１条の学校〔中学、高校、高専、短大、大学、大学院。中等教育学校は前期過程の修了〕、または学校教育法第１２４条の学校〔専修学校〕のうち中学以降の学校を卒業した者が入学可能な学校のものとする。） ⑤**診断書**（視覚若しくは精神の機能の障がいによりふぐ処理師の業務を適正に行うに当たって必要な認知及び判断を適切に行うことができない者又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚醒剤の中毒者のいずれにも該当しないことを証するもので、申請前１ヶ月以内のものとする。） １部 ⑥**受験票**（受験票が受験者に確実に届く住所を記載すること。） １部 ⑦**手数料　１７，０００円**[注5] （福岡県領収証紙（※収入印紙ではない）または、県保健所でのキャッシュレス決済により納入すること。ただし、県外者については現金書留又は郵便為替
留意事項	・受付をした申請書等の提出書類及び手数料は、申込を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。 ・福岡県領収証紙は、いったん購入すると換金できないので、受験資格があること、申請書類が整っていることを保健所等で確認を受けてから購入すること。

注１）申請書等用紙は、最寄りの保健所等又は県庁生活衛生課に請求すること。

注２）住民票の写し等の書類については、社会保障・税番号制度の個人番号（マイナンバー）が**記載されていないもの**を提出すること。

注３）改姓等により卒業証明書等と姓名が異なる場合は以下に記載するいずれかの公的に旧姓が確認できる書類を提出すること。
・旧姓が併記された住民票の写しまたはマイナンバーカードの原本
※マイナンバーカードは、保健所等でコピーをとり、その場で返却します。
・戸籍抄本または戸籍謄本

【裏面に続く】

注４）申請時において、**卒業証書の写しの場合は、原本も持参すること。**
　県外者が郵送により申請をする場合は、原則、卒業証明書を提出することとする。ただし、卒業証明書の準備が困難である場合は、卒業証書の原本及び写しを提出すること。この場合、卒業証書原本を返還するため、返信用封筒（卒業証書が入る封筒又は筒等に返信に必要な額の切手を貼り付け、返信先の郵便番号、住所、氏名を記入したもの）を同封すること。

注５）手数料には実技試験に使用するふぐ代を含む。
※　受験申請は、受付期間中に早めに行うこと。

４　試験科目

試験区分	試 験 科 目	内　　容
学科試験	水産食品の衛生に関する知識	食品衛生法、福岡県ふぐ取扱条例及び食中毒（ふぐ毒による食中毒を除く。）とその予防方法について行う。
	ふぐに関する一般知識	ふぐ中毒を防止するために、ふぐの種類、臓器の種類、毒性、生態、処理に関する知識及びふぐ毒に関する食中毒の防止対策について行う。
実技試験	処理の技術	処理の技術及び臓器鑑別並びに毒性鑑別について行う。
	種　類　及　び精巣・卵巣の鑑別	ふぐの種類鑑別、精巣・卵巣の鑑別について行う。

５　試験時間

科　　目		時　　間	所 要 時 間
受　　付		９：００ ～　９：３０	
受験上の注意事項等説明		９：３０ ～　９：５０	
学科試験	水産食品の衛生に関する知識 ふぐに関する一般知識	９：５０ ～１０：５０	**６０分**
実技試験	処　理　の　技　術	１１：２０ ～１７：００	**２０分**
	種　類　及　び精巣・卵巣の鑑別		**３分**

６　試験当日持参するもの

・受験票　・筆記用具　・上履（スリッパ、室内履き等）　**・白衣**（又は、清潔なことが確認できる調理専用の作業着）　**・ふぐの処理を行うための包丁　・昼食、飲物**（当日は、試験が終了するまで試験会場から出られませんので必ず持参してください。）

※ 試験会場では、試験中に携帯電話等の電子通信機器を時計がわりに使用することを禁止します。また、昼食時等も含め携帯電話等の電子通信機器の使用を禁止します。（試験会場に時計はありません。）

７　受験票の交付

試験日の１週間前頃に、受験者に対し受験番号を記入した受験票を送付する。

８　合格発表

合格者の受験番号を令和９年２月１６日（火）午前９時に各保健所等及び県庁生活衛生課に掲示及び県ホームページに掲載して行う。なお、合格者には個別に通知を行うとともに、ふぐ処理師免許証を交付する。

※県ホームページの掲載については午前９時を過ぎる場合があります。

９　その他

(1) 「福岡県ふぐ処理師免許証」は、福岡県内でのみ有効です。ただし、「福岡県ふぐ処理師免許証」を用いて各都道府県で所定の手続きを行えば、その都道府県でふぐ処理師として従事できる場合があります（できない都道府県もあります。）。詳しくは、各都道府県にご確認ください。
(2) 受験について不明な点等は、最寄りの保健所等又は県庁生活衛生課にお問い合わせください。